意見書案第１号

「新たな『定数改善計画』」の確実な実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書について

地方自治法第９９条の規定により、関係行政庁に対し、「新たな『定数改善計画』」の確実な実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充に関し、別紙のとおり意見書を提出する。

令和８年９月１８日提出

蒲郡市議会議員

青　山　義　明
来　本　健　作
藤　田　裕　喜
鈴　木　貴　晶
松　本　昌　成
日恵野　佳　代
八　田　寿　人

提案理由

「新たな『定数改善計画』」の確実な実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充に関し、関係行政庁に要請するため提案する。

「新たな『定数改善計画』」の確実な実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書について（案）

未来を担う子どもたちが夢や希望を持ち、健やかに成長していくことは、すべての国民の切なる願いである。しかし、学校現場では子どもたちの健全育成にむけて真摯に教育活動に取り組んでいるものの、いじめや不登校など子どもたちをとりまく教育課題は依然として解決されていない。また、特別な支援や日本語教育を必要とする子どもも多く、一人ひとりに応じた適切な支援を行うための十分な時間が確保できないなどの課題にも直面している。本年度は、２０２８年度までの「新たな『定数改善計画』」が策定され、中学校の学級編制標準が段階的に３５人に引き下げられるほか、養護教諭の複数配置基準が小・中学校いずれも５０人引き下げられることとなった。また、小学校４年生の教科担任制の拡大や、小・中学校における生徒指導担当教師の配置充実などのための教職員定数改善が盛り込まれた。しかし、概算要求に示されたものに比べ、養護教諭の複数配置基準の引き下げ幅が１００人から５０人に縮減されているなど、定数改善が大幅に見直されており、子どもたちの健やかな成長を支えるための施策としては、不十分なものであると言わざるを得ない。少人数学級については、保護者・県民からも一人ひとりの子どもにきめ細かな対応ができるという声が多く聞かれる。山積する課題に対応し、すべての子どもたちにゆきとどいた教育を行うためにも、「新たな『定数改善計画』」の確実な実施と、少人数学級のさらなる拡充を含めた次期定数改善計画の策定が不可欠である。

また、子どもたちが全国どこに住んでいても、均等に一定水準の教育を受けられることは憲法上の要請である。しかし、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は、２分の１から３分の１に引き下げられたままであり、自治体の財政は圧迫されている。教育の機会均等と水準確保のために、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を２分の１へ復元することは、国が果たさなければならない大きな責任の一つである。

よって、国においては、「新たな『定数改善計画』」の確実な実施と、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率２分の１への復元にむけて、十分な教育予算を確保されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和８年９月１８日

蒲　郡　市　議　会

内閣総理大臣
内閣官房長官
文部科学大臣
財　務　大　臣
総　務　大　臣
　あて